

令和元年度「子どもの人権SOSミニレター」事業の実施内容

全国の法務局・地方法務局及び都道府県人権擁護委員連合会では、平成18年度から、送信用封筒と便箋を一体化し、料金受取人払手続を施した「子どもの人権SOSミニレター」（小学生用及び中学生用の2種類）を全国の小・中学校の児童・生徒に配布することにより、身近な人にも相談できない子どもたちの悩みごとを的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐる様々な人権問題の解決に当たっています。

1 対象者

全国の小学校及び中学校（中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部及び中学部）を含む。）の児童・生徒全員

2 実施時期

令和元年5月下旬から7月中旬にかけて全国の小中学校に「子どもの人権SOSミニレター」を配布

3 実施機関 法務局・地方法務局及び都道府県人権擁護委員連合会

4 対応する相談員 法務局職員及び人権擁護委員

5 想定される相談内容

- (例)・学校で「いじめ」を受けている。
・学校で「体罰」を受けた。
・家庭で「暴行・虐待」を受けている。
など。

※ 事案によっては、学校・児童相談所などの関係機関と連携しながら被害者の速やかな保護に努めるとともに、人権侵害の疑いのある相談については、人権侵犯事件として調査を開始する場合があります。（過去の救済事例は別添1のとおり）

(参考)

- (1) 相談件数の推移・内訳（別添2のとおり）
- (2) 児童・生徒（その保護者）からのお礼の声（別添3のとおり）
- (3) 子どもの人権問題に関する「子どもの人権SOSミニレター」以外の相談窓口

- 子どもの人権110番(全国共通フリーダイヤル)
0120-007-110(ゼロゼロなのひゃくとおぼん)
- インターネットによる人権相談(24時間受付)
(パソコン、携帯電話、スマートフォン共通)<http://www.jinken.go.jp/>



「子どもの人権SOSミニレター」を端緒に救済措置を講じた主な事例

1. 小学校におけるいじめに対する不適切な対応

◆小学生から、同級生からいじめを受けているとして、「子どもの人権SOSミニレター」が送付された事案である。

法務局の調査において、学校は加害児童の行為を把握し、担任が指導するなどの対応を行っていたが、それがいじめであるとの認識がないことが分かった。

そこで、法務局は、学校にいじめとして対応することを要請したところ、学校はこれを了承し、いじめとして加害児童を指導するとともに被害者に対する見守り体制の充実を図った。

その後、人権擁護委員が被害者に学校の状況を確認するミニレターを同封して送ったところ、クラスは楽しい旨のミニレターが返送され、被害者が安心して学校に通っていることが確認できた。(措置:「調整」)

2. 父親の子に対する虐待

◆人権擁護委員による「人権教室」に参加した中学生から、父親から殴る蹴るの暴力を振るわれていることについて、人権教室に参加したことがきっかけで相談しようと思ったなどとして「子どもの人権SOSミニレター」により法務局に相談がされた事案である。

人権擁護委員が「子どもの人権SOSミニレター」に速やかに返信するとともに、人権擁護委員と法務局職員が被害者との面談を複数回重ねた結果、同人との間に信頼関係が構築された。そして、被害者から父親による暴力がなくなったとの発言を得た後も、今後同様の暴行があった場合には周りの大人に相談するよう重ねて助言を行うなど、親身な対応を続けるとともに、学校との間においても被害者に対する見守り体制を構築した。(措置:「援助」)

3. 父親の子に対する性的虐待

◆小学生から、父親から性的虐待を受けているとして、「子どものSO Sミニレター」が送付され、調査を開始した事案である。

緊急性があると判断した法務局は、直ちに児童相談所及び小学校に連絡した。

また、関係機関が集まって、被害者に関する情報交換及び今後の対応について協議を行うとともに、法務局と人権擁護委員が被害者と面談し、被害者の承諾を得て、児童相談所に対応を引き継ぎ、被害者は一時保護されるに至った。あわせて、関係機関が連携して、被害者の見守り体制を構築することにより、被害者の安全を確保していくことを確認した。(措置:「援助」)

4. 小学校教諭による不適切な対応

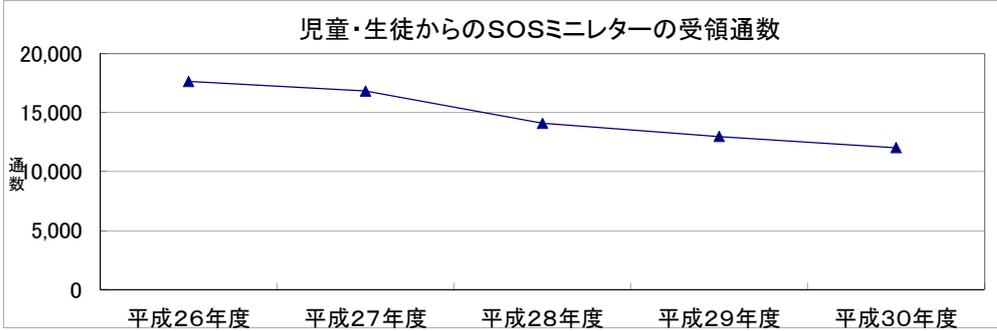
◆小学生から、同級生である被害者が担任教諭から叩かれたり、暴言を吐かれたりしているにも関わらず、学校が対応しないという内容の「子どもの人権SOSミニレター」が法務局に送付された事案である。

法務局において、情報提供元を秘匿しつつ、学校にミニレターの内容を伝えたところ、学校は既にその内容を概ね承知しているにも関わらず、教職員に対する具体的な指導を行っていないことが判明した。そこで、法務局側から、校長に対し、教職員に対する指導について新たな取組を導入するよう提案したところ、学校は、教職員に対してアンガーマネジメントの研修を実施するとともに、教職員の意見交換会の内容を見直すなどした。その結果、担任教諭は被害者に対する対応の仕方を工夫するようになり、また、学校全体で被害者を始めとする児童一人一人を見守る体制が構築され、被害者は落ち着いて登校できるようになった。(措置:「援助」)

「子どもの人権SOSミニレター」統計資料(平成26年度～平成30年度)

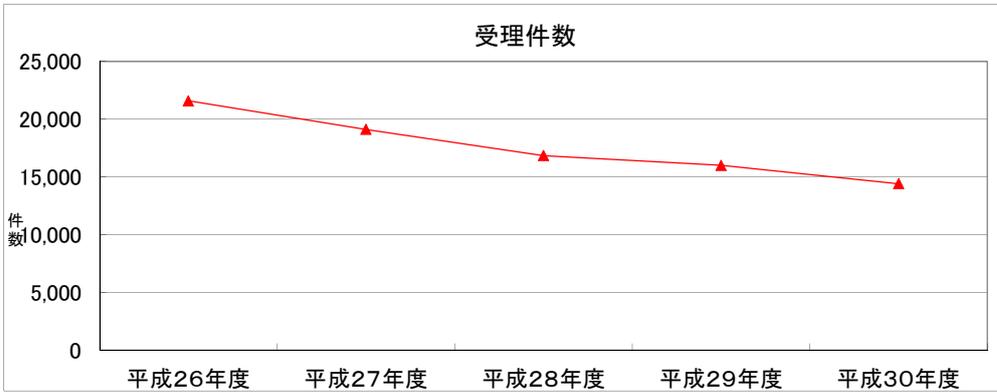
1. 児童・生徒からのSOSミニレターの受領通数(単位:通)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受領通数	17,640	16,823	14,092	12,975	12,016



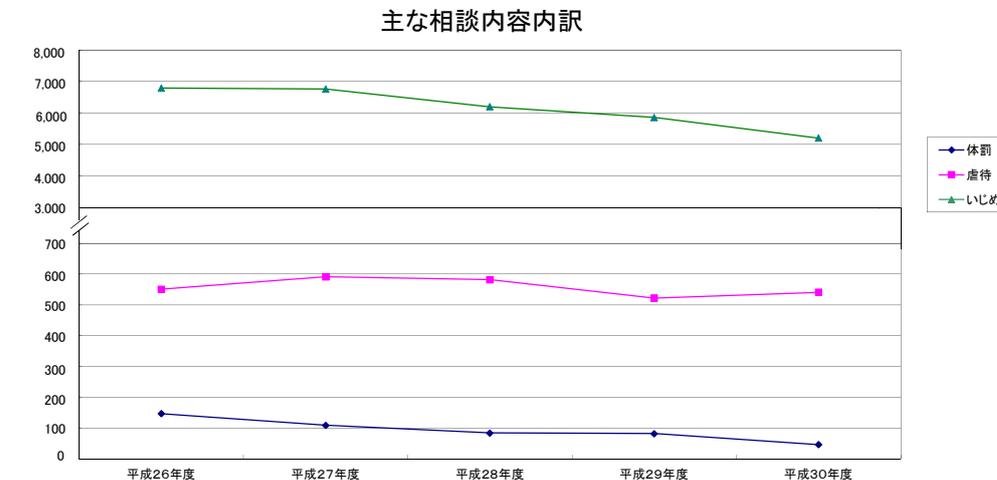
2. SOSミニレターを端緒とする人権相談の受理件数(単位:件) ※注

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受理件数	21,578	19,107	16,845	16,005	14,410



3. 相談内容内訳(単位:件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
体罰	147	109	84	82	46
虐待	551	591	582	522	541
いじめ	6,793	6,762	6,200	5,859	5,204
その他	14,087	11,645	9,979	9,542	8,619



※注 1通のミニレターに複数の相談内容が含まれている場合、それぞれを人権相談として受理している。

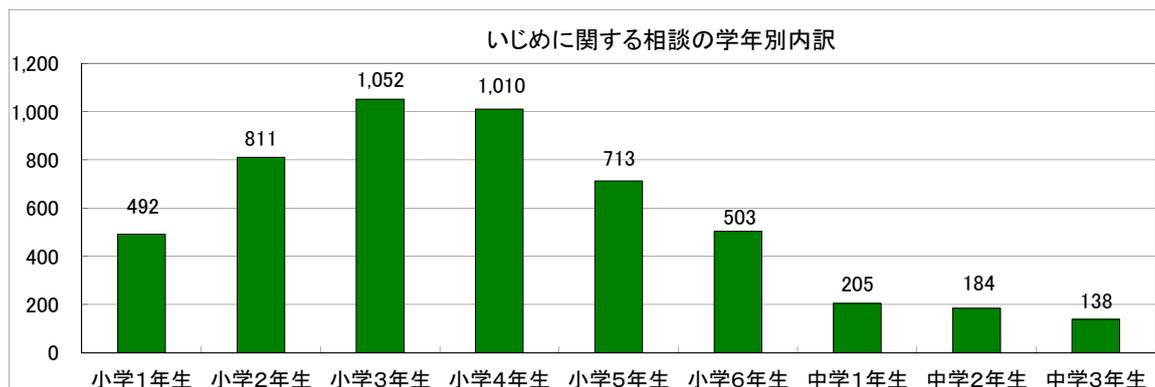
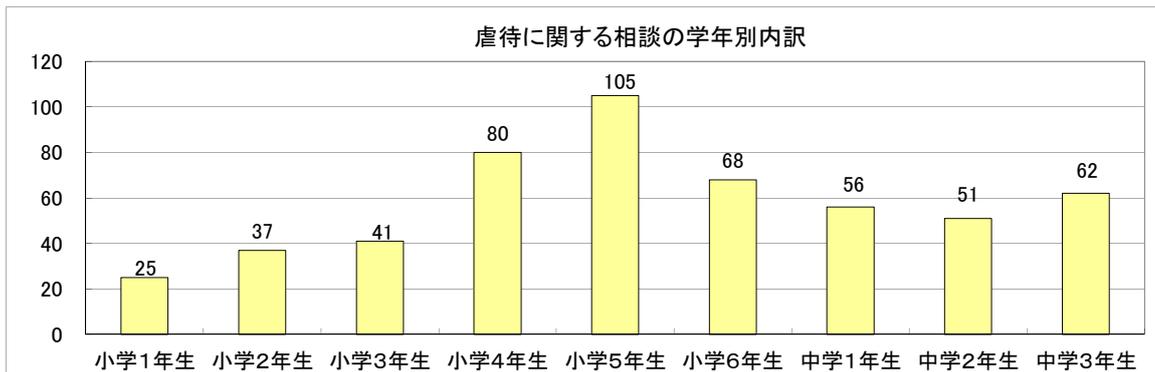
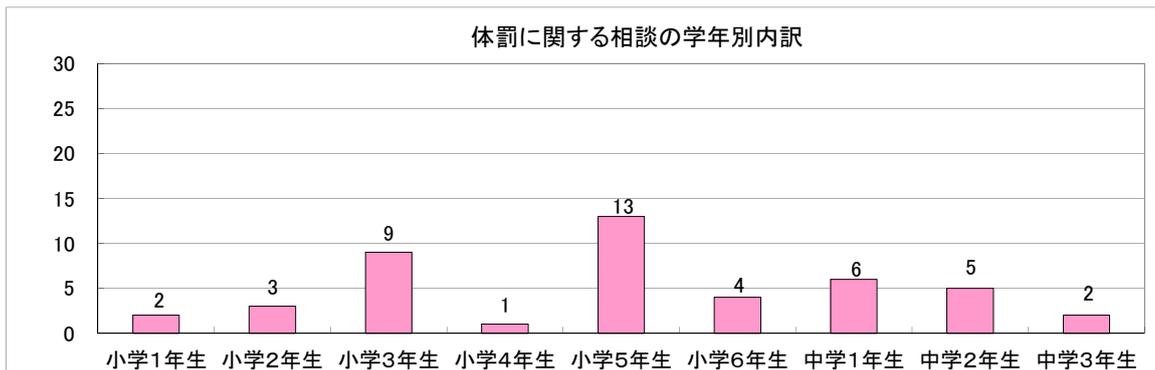
1. 学年別相談受案件数(単位:件)

	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	不明	合計
件数	1,220	1,777	2,344	2,402	2,087	1,613	827	908	847	385	14,410



2. 学年別相談内容内訳(単位:件)

	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	不明	合計
体罰	2	3	9	1	13	4	6	5	2	1	46
虐待	25	37	41	80	105	68	56	51	62	16	541
いじめ	492	811	1,052	1,010	713	503	205	184	138	96	5,204
その他	701	926	1,242	1,311	1,256	1,038	560	668	645	272	8,619



児童・生徒からのお礼の声

送付されたミニレターに対しては、法務局職員や人権擁護委員が必ず返事をしています。ここでは、送付した返事や法務局の対応に対して相談者から寄せられたお礼の声を紹介します。

① いじめや母親との不和に悩んでいた女子生徒から

中学1年生(当時)の女子生徒から、小学生の頃から続くいじめや、母親との不和などから、自分の居場所がないといった内容が書かれたミニレターが送付された事例

お手紙ありがとうございます。とても、うれしかったです。〇〇さんからの手紙、とてもうれしく思います。心強いです。元気が出ました。本当にありがとうございます。

② いじめで悩んでいた女子生徒から

中学1年生(当時)の女子生徒から、学校で変なあだ名をつけられたり、陰口をたたかれたりして、学校に行きたくないといった内容のミニレターが送付された事例

今では、すっかり解決し楽しい学校生活を送ることができています。「SOSミニレター」で法務局の方に手紙を出したことは間違っていなかったと思います。私は、最初あのお手紙を読んだ時には、涙がにじんできてくほどとってもうれしかったです。本当にありがとうございました。

③ 同級生から意地悪をされていることに悩んでいた女子児童から

小学3年生(当時)の女子児童から、前の席の子から意地悪をされて嫌な思いをしている、どうしたらいいかとのミニレターによる相談が寄せられた事例

〇〇さんに報告です。アドバイスをいただいて、服を汚されていることを先生に話したら、かいぎになって、その子からあやまってくれました。こんな子どものいじめのことで、そうだんにのってくれてありがとうございました